高等学校における看護教育Ｑ＆Ａ

Ｑ　看護師になるためにはどのようなコースが用意されていますか。

Ａ　看護師の資格は看護師国家試験に合格した人に与えられます。国家試験受験資格を得るためには下図のようにいろいろなコースが用意されています。

大きく分けると３つのコースがあります。高等学校卒業後に大学、短期大学、看護師養成所などで３年間（大学は４年間）の教育を受けるコースと、准看護師の資格を取得してから２年間の教育を受けるコース、及び高等学校の看護に関する学科において入学時から５年間の教育を受けるコースです。

この中で、高等学校の看護に関する学科での教育は、最も早く看護師の資格が取得できるため、高等学校進学時に将来の目標がはっきり決まっている人には最適のコースといえます。

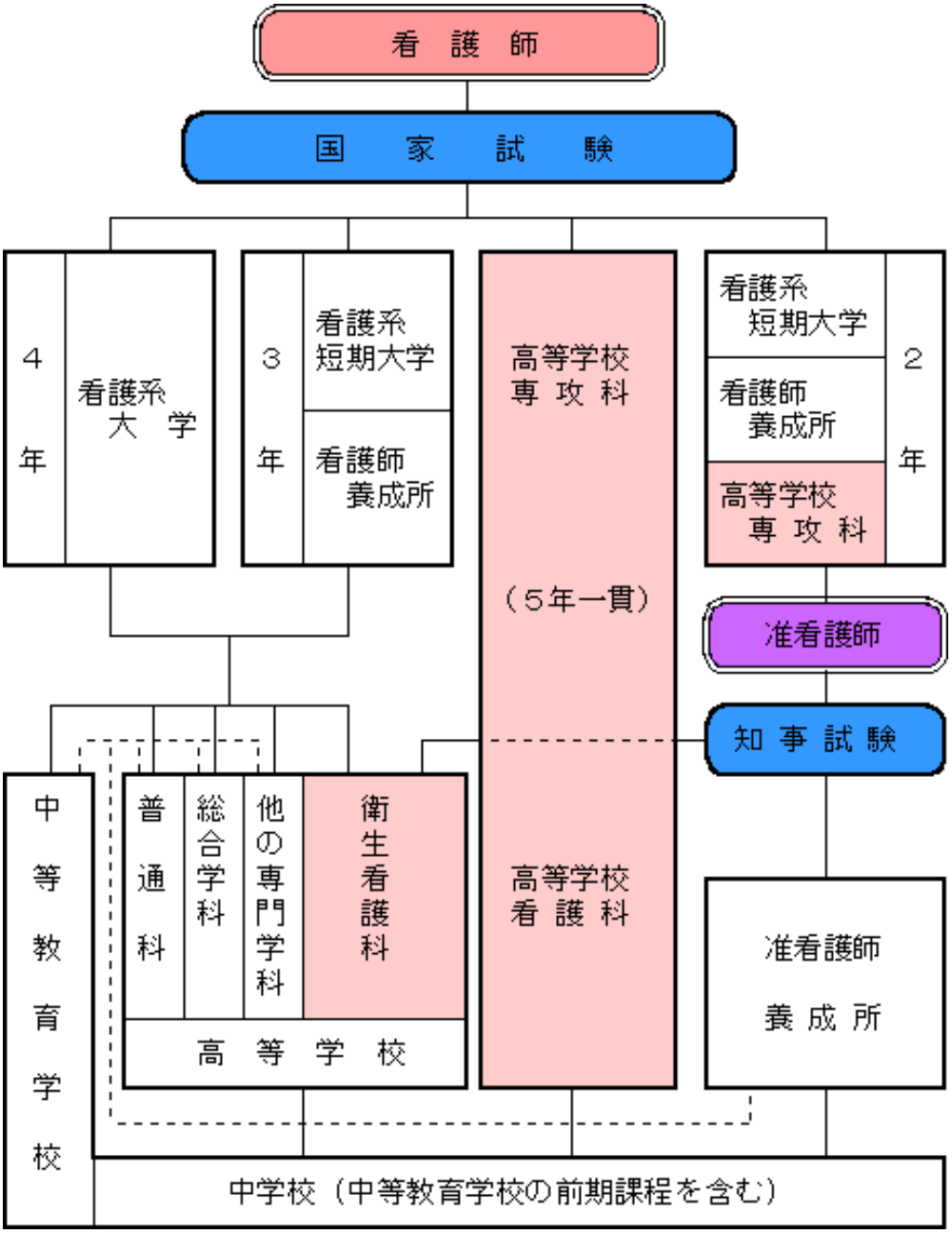

※文部科学省　高等学校における看護教育より

Q　本県の高等学校における看護教育について教えてください。
A　全国的に、専門高校の一つである高等学校の衛生看護科は、看護師養成の制度上、准看護師養成課程として位置づけられ、看護教育の一翼を担ってきたところです。また、平成１４年度からは、高等学校の看護に関する学科とその専攻科を合わせた看護師養成課程（５年一貫課程）が新たに新設され、５年間の一貫教育による看護師養成教育が実施されています。 　本県の専門高校には、５年間の一貫教育を行う看護師課程の学校はありませんが、准看護師養成課程は私立済美高等学校の衛生看護科があります。看護師の資格は取得できませんが、県立飛騨高山高等学校（旧名　高山高等学校）では、看護の基礎を学ぶことにより、将来の看護職者としての資質を養うことを目的とした健康福祉科・看護医療コースがあります。